

1. 議事日程

(産業厚生常任委員会)

令和5年3月2日  
午前 10時00分 開会  
於 議場

1、開 会

2、議 題

(1) 議案審査【市民部】

- ①議案第9号 安芸高田市人権相談員設置条例の一部を改正する条例
- ②議案第11号 安芸高田市葬斎場設置及び管理条例の一部を改正する条例
- ③議案第10号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(2) 議案審査【福祉保健部】

- ①議案第12号 安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例
- ②議案第13号 安芸高田市吉田老人福祉センターラボート設置及び管理条例を廃止する条例
- ③議案第14号 安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

(3) 議案審査【産業部】

- ①議案第15号 安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例
- ②議案第16号 安芸高田市向原駅地場産業振興センターラボート設置及び管理条例
- ③議案第18号 安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例

(4) 議案審査【建設部、公営企業部】

- ①議案第19号 安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例
- ②議案第20号 市道の路線認定及び廃止について
- ③議案第21号 安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例
- ④議案第22号 安芸高田市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例
- ⑤議案第23号 安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例

3、陳情・要望等審査

- (1) 県ジーンバンクが令和5年3月31日をもって廃止することに関する意見書の提出を求める陳情書

4、その他

- (1) 閉会中の継続調査について

5、閉 会

## 2. 出席委員は次のとおりである。 (8名)

委員長	山根温子	副委員長	新田和明
委員	武岡隆文	委員	石飛慶久
委員	山本優	委員	宍戸邦夫
委員	金行哲昭	委員	児玉史則

## 3. 欠席委員は次のとおりである。 (なし)

## 4. 委員外議員 (なし)

## 5. 安芸高田市議会委員会条例第21条の規定により出席した者の職氏名 (24名)

市長	石丸伸二	副市長	米村公男
市民部長	内藤道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	大田雄司
産業部長	森岡雅昭	税務課長	竹本繁行
社会環境課長	久光正士	社会福祉課長	久城恭子
子育て支援課長	佐藤弘美	保健医療課長	井上和志
地域営農課長	稻田圭介	商工観光課長	松田祐生
管理課長	神田正広	上下水道課長	佐々木宏
上下水道課下水道担当課長	登田晃	社会環境課課長補佐	若狭孝祐
商工観光課課長補佐	小野光基	社会環境課環境生活係長	藤本崇雄
社会環境課人権多文化共生推進係長	北森一平	社会福祉課地域福祉係長	岡野あかね
地域営農課営農支援係長	見代裕樹	地域営農課農地利用係長	佐々木覺朗
上下水道課業務係長	竹内正樹	上下水道課下水道係長	田中要

## 6. 職務のため出席した事務局の職氏名 (4名)

事務局長	毛利幹夫	事務局次長	久城祐二
総務係長	藤井伸樹	主任主事	山口涉

～～～～～～～～○～～～～～～～

午前 10時00分 開会

○山根委員長

皆様、おはようございます。

ただいまの出席委員は8名でございます。定足数に達しておりますので、これより第3回産業厚生常任委員会を開会いたします。

本日の議題は、お手元にお配りしております日程のとおり14件の議案審査、1件の陳情要望等の審査を行います。議事に先立ち、石丸市長から挨拶を受けます。

石丸市長。

○石 丸 市 長

本日は14件の議案審査があります。

一方で調査については、執行部が手続の不備を指摘したところ、取り下げられました。この件に関して、一方の総務のほうでは、委員長が事前にきちんとお話をしてくださいましたが、残念ながらこの産業のほうにおいてはそれがあれません。誠に残念です。

特に産業においては、極めて悪質な不備が確認されています。これこそまさに市政の停滞にほかなりませんので、一刻も早い是正を求める

では、議案の審査については詳細を担当職員から説明をします。どうぞよろしくお願ひします。

○山根 委員長

それでは議事に入ります。これより議案審査を行います。

なお、説明員の関係から議案番号が前後する場合がありますので、あらかじめ御承知おきください。

議案第9号「安芸高田市人権相談員設置条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。執行部より説明を求める

内藤市民部長。

○内藤市民部長

おはようございます。よろしくお願ひします。

それでは、要点の説明をします。条例に規定いたします人権相談員は地方公務員法等の改正に伴い、令和2年4月1日からそれまでの特別職非常勤職員から会計年度任用職員へ任用形態が変更になりました。これについては令和元年12月安芸高田市人権相談員設置条例を改正して、職員の任用形態を変更するとともに、新規制定の安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例へ人権相談員の職種が規定されたことから、令和2年4月からはこれにより報酬等の支払いを行っています。

しかしながら、このたび、安芸高田市人権相談員設置条例第5条の引用規定に改正漏れがあることが判明したため、整理するものです。

本来、令和元年12月時点で整理されているべきであり、確認を怠っていました。おわびを申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

次に、議案書1ページを御覧ください。

右が改正前、左が改正後です。

第5条に規定の引用先を、安芸高田市会計年度任用職員の給与等に関する条例に改めます。2ページの附則で公布の日から施行といたします。

以上で説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔討論なし〕

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第9号「安芸高田市人権相談員設置条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第9号の審査を終了いたします。

次に、議案第11号「安芸高田市葬祭場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

内藤市民部長。

今度は要点の説明をします。

本案は狂犬病予防法における犬の原簿登録の漏れを防止することを目的に、あじさい聖苑で未登録犬の死体の火葬を行う際の使用料を市内金額の5倍に改正するものです。

詳細は担当課長から説明をいたします。

久光社会環境課長。

○山根委員長 それでは、説明資料に沿い、改正内容について御説明します。

○久光社会環境課長 説明資料の(2)改正内容を御覧ください。

第3条第2項の追加は、施行規則で小動物の死体の火葬及び靈安室の仕様の決定は指定管理者で行う規定となっております。

事務の取扱いと整合を図るため、条文の業務の内容にこれを加えるものです。

次に、別表第2、備考2の追加は、未登録犬の死体の火葬を行う際は、市外金額の使用料を適用する内容の記載を加えるものです。

集合火葬の場合は1万5,000円。単独火葬の場合は3万円です。

次に、施行期日ですが、省令改正の周知に一定程度が必要と判断し、令和5年10月1日から施行としています。

それでは、議案書を御覧ください。右が改正前、左が改正後です。

2ページ、第3条第1号、1項第2号に、小動物の死体の火葬及び靈安室の使用に関する事を追加しています。別表第2、備考2は法に基づく登録のない場合は、市外の金額を適用することとしています。附則において、条例の施行日と経過措置を規定しています。

以上です。説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

金行委員。

このことは常識と言えば常識で、この原因は、以前からこういう認識があったのか、それとも、今回、何かのあれでそういうことが必要と出たのか。今までそういうことでなかったから、そういう事例が出たからこういう改正したのか、そこらはどういう認識だったのかお聞きします。

久光課長。

以前から、犬の登録の義務、これについてしっかりと市民のほうに周知して、義務を守っていただきたいという考えがありました。

今回、それを規定するために条例の改正を行うものです。

それと加えて、この条例の規定ですが、実は、第3条第1項に、死体の火葬について規定がありまして、その部分で整理をしておりましたが、より分かりやすくするために今回、明文化しております。

内藤部長。

課長の説明に補足させていただきます。

まず飼い犬の登録につきましては、狂犬病予防法によって義務となっております。併せて予防注射のほうも義務となっております。

ただ、一方で全国的に室内犬等で飼われる方が多くなりまして、調査によると約9割弱というふうに結果も出ておりますけども、そんな中で飼い犬の登録がなかなか進まない、また予防接種が進まないという現実があります。

一方、この狂犬病につきましては、罹患しますとほぼ100%致死、亡くなられるという怖い病気でもありますので、法のほうでは刑罰のあたりもできておりますけれども、やはりそのあたりしっかりと市民の安心安全を守るためににはこういった取組で法律に基づいた義務は果たしていくだけるよう啓発をしていく必要がありますので、こういった取組を今回させていただくものであります。

以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

児玉委員。

今のところなんですが、登録義務があつて実際に安芸高田市内で登録されてないのを把握されてるはどれぐらいおられて、実際に被害金額ですね。この金額にしたときに果たしてほとんど登録されるという見込みで立てられておるこの金額なんか。そこらの考え方をちょっと説明して

いただきたいと思います。

○山根委員長

説明を求めます。

内藤部長。

○内藤市民部長

まず、先ほど少し申しましたけれども、本市においても室内犬で飼わ  
れてる方も多いということから、なかなか全体の数というのは把握が難  
しい状況にありますので、登録率というものが実は率としてどれくらい  
なのかというのは、ちょっとこちらの把握もできておりません。

ただ、その中で少しでも啓発をしていくために、金額を上げて少しでも  
登録していただきたいというところの啓発のことも兼ねまして、こう  
いった形でさせていただきます。

料金設定につきましては、・・・条例のほうで小動物火葬の利用使用  
料、あるいは、市外の利用者の使用料、これを上回らない金額設定という  
ところでこのような形にさせていただいたものです。

以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

児玉委員。

○児玉委員

利用金額は今の設定の範囲内ということですが、これ実際にはペナル  
ティーみたいなものも加味していくと今後ですよね。今の時点ではこ  
ういう設定で、だけれども、実際には登録が上がってこないということ  
になると、ペナルティーも加味した形でこの金額というのは、ある程度  
見直しも考えられながら進めていくほうが私はいいのではないかと思う  
のですが。さっきの考え方というのは何かお持ちであれば、少しお示し  
いただきたいと思います。

○山根委員長

内藤部長。

○内藤市民部長

この原簿の登録、なかなか登録率が上がらない、また、接種率がない  
というのは全国的な規模での課題というふうに議論されているようであ  
ります。なので、国のほうでは、厚労省ですけれども、マイクロチップ  
を装着して登録を進めようという動きにもなっております。

現在のところでは、我々としては、条例の先ほどの繰り返しになります  
けれども、市外の利用者使用料、これは上回らない金額で設定をして  
おりますので、当面こちらのほうで進めてまいりたいというふうに考  
えております。

○山根委員長

よろしいですか。

児玉委員。

○児玉委員

最後に、野良犬が結局、実際に子供とかお年寄りとかそういった被  
害が発生していないから、大まかに出てないから安心なところあるんだ  
と思うんですけども、実際、飼い主がいなくなつて、犬が離されてとい  
う事例も何件も見受けられるわけです。そうしたときに、やはりこれから  
そういう被害が出るということも想定しながら、当然国の法律もい  
ろいろと変化てくるんでしょうけども、自治体としてもやはりそういう

ったことも考えながらこういうことを進めていく必要があるんだろうと思います。答弁は結構ですけども、ひとつそういう視点からも、これからの方をしっかりととしておいていただければと思います。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

石飛議員。

○石 飛 委 員

実際の火葬実績の件数を教えていただきたいんですが、まず未登録の火葬実績、市内、市外、別々の数と、登録されている市内、市外のそれぞれの数、4種類の件数をまず示していただきたいと思います。

久光課長。

○山根委員長

まず、犬の死体火葬の件数ですけれども、令和4年4月から12月までの実績でいいますと159頭ございました。

そのうち 35 頭が未登録犬でした。ということになると、率に直しますと、22%が未登録犬で、大半は小型犬で数頭が中型犬でございます。

市外については、申し訳ありません。把握しておりません。

よろしいですか。

石飛委員。

○山根委員長

市外は把握されていないということですが、ちょっとそれは市外の持込みがなかったというように理解してよろしいんでしょうか。

若狭社会環境課長補佐。

○山根委員長

近隣でいいますと、三次市、あるいは、庄原市では、小動物の火葬炉がありませんので、近隣からの要望ということで受けることは何例かはあると聞いております。

石飛委員。

○山根委員長

この条例を制定されるに当たって、まず一つ疑問があるのが、市外で持込みをされた方が、未登録であろうが登録であろうと同額の金額でオーケーと。これはちょっとどうなのかなという疑問がまず一点あります。その点はいかがでしょうか。

若狭課長補佐。

○山根委員長

市内の登録犬、未登録犬につきましては、登録されているデータベースを安芸高田市の犬については持っておりますので確認はできるものの、市外の犬の登録、未登録のデータベースは持っておりますので、確認ができないということから、市外料金については据置きというふうに考えております。

内藤部長。

○山根委員長

補足でちょっと説明させていただきます。

○内藤市民部長

まず、このたびのこの改正の目的、当然全国の飼い犬が全て登録され、全て狂犬病予防法に基づく予防接種、これがされるべき、これは義務ですので、そのように進めていくのは当然のことだと思いますけれども、まずは、我々安芸高田市で犬を飼われている、飼い犬について、100%

を目指し進めていくということがありますので、このたび市内の方について市外料金を適用という形の5倍と、設定とさせていただいております。

○山根委員長

石飛委員。

○石飛委員

分かりました。

一つの手法で登録するという目的が主ということなんですが、値段が上がったら、逆に放置するとか、違法投棄するとかいう形で、やっぱり登録されない方ですから、何をされるか分からぬといふことも背景にはあるのではないかと。その辺も併せて法改正といいますか、料金設定のみならず、その辺のまた防止対策、登録を推進する方向の施策も併せて考えていただきたいと思います。その辺はどのようにお考えでしょうか。

○山根委員長

内藤部長。

○内藤市民部長

今のような御指摘の懸念もないことはないとは思いますけれども、今のような犬の死体等、野山に捨てるということは、また、別の法律で処罰対象になるということになっておりますので、それはそのような形での整理と考えております。

○山根委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

新田委員。

○新田委員

一点、確認です。犬の原簿登録が100%を目指すということが先ほどの部長の答弁だったと思います。

例えば、犬を飼われている方が安芸高田市からはがきをいただいて注射される方もいらっしゃるし、かかりつけ医。その犬が例え持病を持っていて、犬猫の病院やかかりつけのそこで注射を打たれているということもあると思うんです。その辺の状況は、市のほうはもう承知というか、集約されてるということで理解していいですか。

○山根委員長

答弁を求めます。

若狭課長補佐

○若狭社会環境課長補佐

市内外の動物病院。鑑札ですとか、注射事務所を渡している動物病院もあります。そういうところからは、毎月どの犬に注射をいつ打ったというような情報も来るようになっておりまして、それが全てデータベースでどの犬がいついつ狂犬病予防注射をしたということが分かるようになっております。

それ以外に提携していない、例えば広島市の動物病院で受診されて受けられた場合には、狂犬病予防のワクチンの注射をしましたという証明書を発行されますので、その発行された証明書を持って市役所で手続をしていただくという流れになっております。それで把握しております。以上です。

○山根委員長

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

山本優委員。

○山本 優委員

ちょっと聞いてみるんですが、犬の登録は今の説明があったんだけれども、飼い主が自主的に登録することを望んでるわけですか。行政から登録しなさいというような指導とかそういうものはやってないんですか。飼い主の自主的な問題というだけなんでしょうか。

○山根 委員長

内藤部長。

○内藤市民部長

飼い犬の登録につきましては、先ほど少し触れましたけれども、狂犬病予防法という法律に基づいて、これは飼い主の義務となっております。併せて注射を受けることも義務ですし、注射を受けた後に発行される注射済書、それから、登録をされた後に発行する登録済書、こちらも犬のほうへ何らかの形で装着する、しなければならない。これも義務で義務が三つあるということ、併せて違反した場合、罰金として20万円という刑罰が法律で決められています。ですので、これは犬を飼われる方の義務ですので、当然やっていただきなければならないということになりますし、またそれに向けて行政からも、また国のほうも、あらゆるものを使って情報提供、啓発をさせていただいている状況でありますし、当然行政のほうとしても登録をしていらっしゃる方につきましては、予防接種の集団接種、個別接種の促しというのも行わせていただいて、100%を目指して事業を進めているという状況にあります。

○山根 委員長

山本優委員。

○山本 優委員

制度はちゃんとできとるというのはよく分かりますが、先ほども死体の扱いで二十何%が未登録と出てますよね。犬を飼う人がそういう意識がないのではないかですか。登録しなければいけないとかいうような。だから、その辺をもっともっと啓発していくかんとやっぱり未登録犬は、そんなに出とるのではないかと思うんですよ。だから、その啓発の仕方をもうちょっとしっかりとやらないといけないのではないかと思いますが、説明お願ひします。

○山根 委員長

内藤部長。

○内藤市民部長

御指摘いただいている部分は十分ではないかもしれません。啓発の仕方は工夫をしながら、やはり犬を飼う方へ届くような形での模索をしていかなければならぬというふうには考えております。

○山根 委員長

石丸市長。

○石 丸 市 長

皆さんお広報誌でこの件が告知周知されてたのを御存じでしょうか。委員の皆さん全員当然知ってらっしゃるものと願います。

市としては、そのように情報発信をやっています。市が行政として情報発信、最も確かに届けられるのが広報紙です。そこで、これまで以上に紙面をさいて力を入れて情報は届けます。

しかしながら、なかなかこれは市民の意識がついてきません。なぜならば、先ほど話があったとおり、室内犬で飼われるのが今多いんです。

そうすると、散歩もかなり限られるはずです。よそ様の犬を見て、それが注射打ってる打っていないか、なかなか分からないので、基本的に分からないので、周りの人がとやかく言うこともまずないです。そうすると、自分たちの中だけの話だからいいだろうと、このような意識にとどまってしまう。ゆえに、なかなか接種率が上がらないとそのような状態に陥っています。

これは安芸高田市だけでなく日本全体で共有している共通の問題ではあるんですけども、先ほど児玉委員から御指摘あったんですが、こうした問題を解決するにはインセンティブ、もしくは、ペナルティーしかありません。既に、安芸高田市で検討しているところなんですが、やはりペナルティーを引き上げていくしかないんだろうと思います。意識を高めるためにもですね。決してペナルティーで誰かを罰したいわけではなく、皆の安心安全を守るために、意識を高め、そして、市民のみんなのためになるために、そのペナルティーをこれから引上げというものを検討せざるを得ない、そのように考えています。

○山根 委員長

○山本 優委員

山本優委員。

今、市長が広報紙を読んでいないのかという発言をされました、広報紙にしても新聞にても、いろんな情報媒体を全部が全部読んでるわけではないと思います。私は広報紙は読んで、狂犬病を接種しなくてはいけないという項を見ることがあります。犬は飼っていませんけれども。だからもっと啓発の方法をしっかり検討してくださいと言うわけです。それと罰則をつければいいと、何とかなると言われましたけれども、22%の無登録犬の処理をしたときに罰則をしましたか。登録していなかつたんでしょう、22%は。それを処理したときに飼い主にそれなりの罰則とか何か処理をしましたか対応を、お聞きします。

○山根 委員長

○若狭社会環境課長補佐

若狭課長補佐。

このたびの改正は登録率を上げるためにしているものでございますが、この条例がない限りには罰則の適用というものがそもそもありませんので、さかのぼっての罰則適用もございません。ということでやってはいけないのですが、ただ、おっしゃることは十分理解できますので、啓発についてはより一層するとともに、また、22%の未登録犬を少しでも減らすために、施行期日を10月1日からとしております。その間にできる限り登録犬を増やすことで、登録された犬が、火葬場の利用で本来の料金で火葬してもらえるように、こちらから啓発については半年間努めなければならないと理解はしております。そちらについては対応いたします。

○山根 委員長

○内藤市民部長

内藤部長。

申し訳ございません。先ほど課長補佐が答弁した中に罰則という言葉を使いましたが、今回の改正は罰則ではありません。今のように啓発をさせていくための改正でありますので、そのほうは訂正させて

- 山根委員長 いただきます。
- 山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
- 山根委員長 これより討論を行います。
- 山根委員長 討論はありませんか。
- 〔討論なし〕
- 山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
- 山根委員長 これより、議案第11号「安芸高田市葬祭場設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔起立多數〕
- 山根委員長 起立多數であります。
- 山根委員長 よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 山根委員長 以上で、議案第11号の審査を終了いたします。
- 山根委員長 ここで説明員入替えのため、暫時休憩といたします。
- ～～～～～～～～～～～～～～～～
- 午前10時29分 休憩
- 午前10時30分 再開
- ～～～～～～～～～～～～～～～～
- 山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。
- 山根委員長 議案第10号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
- 内藤市民部長 執行部より説明を求めます。
- 内藤市民部長 内藤部長。
- 内藤市民部長 それでは、要点の説明をいたします。
- 内藤市民部長 本案は、平成30年度から県単位で運営されている国民健康保険につき、県から示された数値を参考に税率を改定するため、本市の国民健康保険税条例の一部を改正するものです。
- 内藤市民部長 詳細は各担当課長から説明をいたします。
- 井上保健医療課長 井上保健医療課長。
- 井上保健医療課長 それでは、説明をさせていただきます。
- 井上保健医療課長 初めに、全体的な改正の概要について保健医療課から説明させていただきまして、その後に税務課より税率等の説明をさせていただきます。
- 井上保健医療課長 説明資料の1ページをお願いいたします。
- 井上保健医療課長 この資料は、広島県国民健康保険連携会議に提出された資料を基に、本市の保険料改定に関わる数値をまとめたものでございます。まず、1の被保険者数、世帯数の推計でございますけれども、この表は県全体での保険料の必要額を算定するために、県がそれぞれの年度の時点で推計した数値のうち、安芸高田市分を単純比較したものでございます。

したがいまして、事業年報の実績数値と異なりますので御了承ください。

これまでと同様に、県全体の市町において被保険者数が減少していますが、今後、数年の傾向といたしまして、いわゆる団塊の世代の方が75歳に到達して、後期高齢者医療制度に移行することで、国保の被保険者数の減少が一層加速するものと見込まれております。

続いて2の県からの通知による本市の保険料収納必要額でございます。市から県に納付すべき納付金、保険料必要額の算定につきましては、県全体での必要額を推計した上で、県全体に占める本市の所得シェア率、人口シェア率を乗じて算定しております。

保険税額を計算する際に所得状況が所定の基準を下回る世帯につきましては、均等割と平等割の合計金額が軽減されることとなっております。この軽減額を差し引く前の金額は中段の表、差し引いた後の金額が下段の囲みの表となってございます。

軽減によって生じた差額につきましては、保険基盤の安定のため、一般会計から繰入金として充当されます。軽減前の保険料必要額を一人当たりに換算しますと、2ページの3になります。介護納付金分も含めて上昇しております。

これは介護2号被保険者数の減少率が納付金の減少率を上回っているためでございまして、令和5年度の軽減一人当たりの必要保険料額の平均は合計で13万6,634円と、今年度に比べ7,479円の増額となっております。一人当たり医療分が増額となった要因については記載のとおりでございますけれども、一つとして、コロナ禍による受診控えの反動や診療報酬の改定などの影響により、県全体で令和4年度の上半期の保険料給付費が上昇したこと、それから、75歳到達で国保離脱される方が増えたことによって、前期高齢者交付金による県の収入が減少したこと、それから国から県への普通調整交付金が減少したことなどが挙げられます。

後期高齢者支援分、介護納付金分につきましては、それぞれ算定基礎の数値が増額となったことによるものでございます。これらを踏まえ、令和6年度に達成すべき保険料率と現行保険料率を比較したものが4番の表となります。

県が示した令和6年度の達成すべき準統一保険料率に対して、令和4年度の現行保険料率が下回っておりますので、今後2年間で段階的に近づけていくよう保険料率の設定を行っていく必要がございます。

税率の改正案につきましては、引き続いて税務課より説明させていただきます。

竹本税務課長。

それでは、続いて税務課より説明をいたします。

説明資料の3ページをお開きください。

○山根委員長

○竹本税務課長

国民健康保険税の仕組みについて図解を載せております。国保税収納必要額は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に分けて県から示されていきますので、それぞれについて激変緩和を念頭に置きながら、収納必要額を確保する上、妥当な税率を決定する必要があります。

1 ページ戻って 2 ページを御覧ください。

先ほども説明がありましたが、一番下の表で令和 6 年度までに達成すべき保険料率、それと令和 4 年度現行保険料率の比較増減が一番右に記載されていますけれども、この差を令和 5 年度、令和 6 年度の 2 年間でなくす必要がありますので、令和 5 年度はこの差の半分を増額し、改正案税率しております。

資料の 4 ページを御覧ください。

2 現行税率と改正案税率の税収見込みです。この表は税収見込みを試算し、一覧表としたものでございます。

初めに、(1) 医療給付費分ですが、先ほどの準統一保険料と現行の保険料率の差の半分を引き上げて、所得割を 6.78% にするとともに、均等割を 2 万 9,100 円、平等割を 1 万 8,800 円としております。

次に、(2) 後期高齢者支援金分ですけれども、同様の引上げを行いまして、所得割を 2.52%、均等割を 1 万 400 円、平等割を 6,800 円としております。

次に、(3) 介護納付金分ですけども、同じく同様の引上げを行いまして、所得割を 2.03%、均等割を 1 万 200 円、平等割を 4,900 円としております。

以上合計したものが一番下の表、(4) の国民健康保険税となります。改正案税率の所得割が 11.33% で 0.63% の引上げ、均等割が 4 万 9,700 円で 2,700 円の増額。平等割が 3 万 500 円で 1,500 円増額した率で試算した税収見込み額と収納必要額との差引額は、2,383 万 6,000 円の不足となります。不足分につきましては、国の財政調整基金を充当することといたしております。

次に、説明資料の 5 ページを御覧ください。

現行税率と改正案税税率の全税額を比較したものです。表の一番下に一人当たり平均の賦課額がありますけれども、現行税率だと 8 万 9,001 円、改正案税率だと 9 万 4,499 円と、現行税率に比べて 5,498 円増額となります。

一番右の現行税率と改正案の税率の年税額の差額の表を御覧ください。改正案は引上げをしていますので、全世帯が増額となりますけども、1,000 円台の増額が 1,137 世帯、31.1% と最も多く、次に 1 万円台が 776 世帯、21.2% となっており、最大で 5 万円台増加する世帯が 13 世帯、0.4% となります。

6 ページ以降は、今まで説明してきました改正案税率に基づいて、今回提案しました条例案の改正条項と内容を一覧としたものでございます。

次に、議案書を御覧ください。

表の右側が改正前、左側が改正後の条例です。

議案書2ページの第3条第2項、第4条、第5条では、先ほど説明した医療給付費分の改正です。

2ページ下段の第6条、第7条、第7条の2が後期高齢者支援金分、3ページの第8条、第9条、第9条の2が介護給付金分の改正です。3ページの第23条については、低所得者に対する軽減措置に対する改正です。

4ページ上段からの第1号は7割軽減、5ページの上段からの第2号は5割軽減、6ページの上段からの第3号は2割軽減措置の改正です。

6ページの下段からの第23条第2項、これについては未就学児に係る均等割について半額を軽減することに伴う改正です。

附則といたしまして、施行期日等を定めております。

以上で要点の説明を終わります。

○山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

ございませんか

[質疑なし]

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第10号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第10号の審査を終了いたします。

○山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第10号「安芸高田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山根委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第10号の審査を終了いたします。  
ここで説明員入替えのため、暫時休憩をいたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時42分 休憩  
午前10時43分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議案第12号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

大田福祉保健部長。

それでは、議案第12号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」について、要点の説明をします。

本案は、ふれあいセンターいきいきの里の指定管理が令和5年3月31日で満了することから、今年度末をもってこの施設を社会福祉法人、安芸高田市社会福祉協議会へ無償譲渡するため、本条例から同施設を削除するものです。

詳細につきましては、資料に基づき担当課長より説明をします。

久城社会福祉課長。

議案第12号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

説明資料をお願いします。

ふれあいセンターいきいきの場所は、安芸高田市保健センターから旧道側に出たところにあり、令和3年8月の豪雨災害の折、ボランティアセンターの拠点となった建物です。寄附者の意思を反映し、地域住民に利用しやすい施設となるよう基幹集会所として運営し、地元町内会や高齢者のサロン、老人クラブ等、市民団体に利用されています。

基幹集会所からの変更理由は、ふれあいセンターいきいきの里の指定管理が令和5年3月31日で満了することから、この施設を安芸高田市社会福祉協議会へ譲渡するためです。

譲渡から5年間は、これまで同様に地域住民が集える場所とすることを譲渡の条件とします。議案書をお願いします。

議案第12号、安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例です。本条例は、別表第1、(2)第2条、第4条関係から、ふれあいセンターいきいきの里の施設名称、所在地及び管理を行うものを削除し、別表第2、第9号関係から、ふれあいセンターいきいきの里の施設名、部屋名及び利用料金等を削除するものです。

また、附則で令和5年4月1日の施行を規定しております。

以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○山根委員長

石飛委員。

○石 飛 委 員

基幹集会所からの変更理由ということのところに、一番最後の行です。譲渡から5年間はこれまで同様に地域住民が集える場所とすることを条件とするとしっかりと明記されていますが、5年を過ぎた場合、どのようなことになるのでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

久城課長。

○久城社会福祉課長

5年後につきましては、譲渡先の社会福祉協議会のほうで、使い方については考えられることになると思います。

○山根委員長

石飛委員。

○石 飛 委 員

では、今現在、地元町内会や高齢者のサロン、やっぱり利用者はたくさんいらっしゃると思いますよね。この方の説明はこのたびしないと。されてないですね。5年後に社協さんに任せますよということが書かれてあるわけです。ちょっと違和感があるんですが、その辺はどう思われますか。地元の説明とか業者の説明をしてないということですね。それはどのようにお考えですか。

○山根委員長

久城課長。

○久城社会福祉課長

今回の地元説明につきましては、言われるとおり、譲渡から5年間は同様に使えるということを条件にしておりますので、利用について変更がないものと判断し、今の利用者の方には説明を行っておりません。

○山根委員長

石飛委員。

○石 飛 委 員

繰り返しになりますが、このたびは、市は説明を地元にしないよ、利用者の方にしないよ。しないけれども、5年先、今度は社協さんにその説明を任せると、丸投げということですよね。そのように読み取れます。それで間違いはありませんか。

○山根委員長

大田部長。

○大田福祉保健部長

地元への説明を省いた、省略した件につきましては、先ほど申しましたが、5年間はこれまでと同様に地域住民が集える場所としてということで条件を付しております。なので、今までどおり、皆さんができるような形での協力を社協さんのほうではしていただけるということで、まずそうなっております。

ここには明文化しておりませんけども、社協から聞かせていただいている内容につきましては、これからも、5年過ぎた後も、地域のほうへ開放していくみたいという意向は持っていますということを聞いております。

以上です。

○山根委員長

石飛委員。

○石 飛 委 員

譲渡をするということで契約されるとは思いますが、5年先、その時も市はここへ介入するというか、見届け人といいますか。その5年後の状況をやはり見るべき必要があると思いますが、譲渡したらもう無視でいいということでおろしいんですか。

○山根委員長 石丸市長。

○石 丸 市 長 昨日も委員会の場で注意をしたんですが、ストローマン論法というのはやめてください。かかし論法というのですが、発言の一部を切り取って言ってない主張を、あたかも言ったかのように広める。大変迷惑です。改めてもう一回言いますが、譲渡する以上、契約関係として、社協のほうに所有権。管理するもろもろの権利が移ります。皆さん御存じだと思うんですけども、加えて御存じないのかもしれないんですが、この社協という組織、その性質、極めて公の立場です。御存じないですか。

これまで市と社協はあらゆる場面で協働してきました。そして、その関係はこれからも変わりません。ゆえに、譲渡の相手として社協を選び5年間という条件は一応つけさせていただいたんですが、相手方を信用した上で、そして、この信用は単なる執行部。市の思い込みではなく、市民全員で共有できるものだと私は信じています。もしそれに異議があるのであればそのように御発言ください。

○山根委員長 石飛委員。

○石 飛 委 員 別に私は思い込みでつくった言葉を言ってることはありません。5年後に市も介入、譲渡したらもう社協に、今、市長も言ったように、社協は公的機関であって紳士的に進められるだろうと。確かにそうだと思いません。

それはそれ、ただ、今現在、地元に社協さんへ譲渡しますよという説明はされたんですか。

○山根委員長 答弁を求めます。

久城課長。

地元のほうには協議とか説明はしておりません。

石飛委員。

それが執行部は市として、やっぱし、社協さんへ譲渡しますよという説明はすべきじゃないですか。それをなしで譲渡するということは、それは市民の地元利用者に対する説明不足、その一点しかないのではないかでしょうか。どうですか。

○山根委員長 太田部長

○大田福祉保健部長 先ほども申し上げましたが、市民の皆さん利用について何か不利益が生じることはあります。このことをもってあえて社協に施設を譲渡することを地元の方にお伝えしなくても、今までどおり、先ほど申し上げましたが、指定管理で社会福祉協議会のほうで運営をしていただいておりました。ですから、使い方につきましては、何ら変更がございません。

以上です。

石飛委員。

○山根委員長 何ら変更はないという5年間ですよね。期間限定ですよね。どうですか。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

もう一度、繰り返すんですが、5年間、一応社協にこれまでどおりと一緒にお願いしますというものをつけたに過ぎません。これはたとえ市が運営していくようと、絶えず見直しは発生するときは発生します。それ以上でもそれ以下でもありません。

○山根委員長

石飛委員。

○石飛委員

実際に運営していくときには状況が変わると思います。おっしゃるとおりだと思います。であるならば、5年間約束してもほごになることもあるよということですね。そうなればやっぱ地元の説明、利用者の説明、そういうことはしっかりとされるべきだと思いますが、ないということ 자체がおかしいのではないかですか。

それはいかに社協さんが公的機関で立派な協議会だとは思いますが、認知された公的、公の機関だとは思いますけど、それ以上に市民から、要は、市がやっぱり市民を守ってくれるという機関です。トップの機関です。市民の側から見れば。その方が、トップが社協へ投げたとそう取られても仕方がないのではないかですか。どのようにお考えですか。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

石飛委員はどちらの立場に立たれてるのかよく分からんんですが、社協は立派なところだと信用に足ると言われてるような気もするんですが、一方で、約束をほごにされるなどと言われる。信用されていないんですか。繰り返しますが、市はわざわざほかでもないこの社協が相手だからこそ譲渡をするんです。そして、この5年間をほごにすることは通常あり得ません。何のための契約が分からなくなりますので。そして、その先の運用については、これまで実質的に実際運用してくださってた社協ですから、ほかならぬ。当然利用者のニーズを踏まえ、適宜適切に運用してくださる、そのように考えています。

○山根委員長

石飛委員。

○石飛委員

社協さんの規定の云々は別としまして、このふれあいセンターいきいきの里。これは公共施設等が管理計画の中で、譲渡とかいう個別計画というか、そういうことをお示しされたことはありますか。

○山根委員長

答弁を求めます。

久城課長。

○久城社会福祉課長

公共施設等の管理計画の中では継続となっております。しかし、現在、先ほどからありますように、社会福祉協議会のほうで指定管理を行ってもらっております。令和5年3月をもってその指定管理期間が終了するということから、社協のほうと協議し、譲渡することいたしました。

以上です。

石飛委員。

○山根委員長

この管理計画にも載っていないものを突然に思いつきのように譲渡するという、それはどうなのかなと。そして、今言わされたように、指定

管理と二者との話でしょう。利用者、市民というものが存在しない。それで遂行され、執行されようとしている。ちょっと市民に対する誠実性な説明というものがいるのではないかと思います。どうでしょう。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

市民に対する説明責任は非常に大事だと思ってます。議員の皆様にはあまり意識がないかもしれませんけれども大事です。政治家たるもの、己の責任をきちんと皆さんまず果たしてください。よろしいですか。

その上で申し上げますが、繰り返します。市として相手方をわざわざ社協に限定し、このような協議を行っています。利用の実態からして、市民に不利益はありません。もし不利益があるとおっしゃるならその点を御指摘ください。社協が裏切るのではないか、信じられない、何かおかしなことをやるのではないか、そのような不安がもしありであればそのようにお伝えください。再検討します。

○山根委員長

石飛委員。

○石飛委員

私は先ほども繰り返しましたが、社協さんがどういった機関であつてということを否定しているわけではなくて、市としての責任を放棄するのと一緒にあります。市の責任を言ってるんです。社協が云々なんて一言も言ってない。それこそそつらういでください。詭弁です。市の責任を聞いているんですよ。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

詭弁の使い方が正しくないので御注意ください。改めてお伝えしますが、よろしいですか。きちんと聞いて理解してください。市がなぜこのように譲渡するのか、その背景は説明しました。既に。市民への説明をしていないその理由も説明しました。なぜか。もう一回言いますよ。相手方が社協であり、社協の性質の、執行部だけでなく市民も理解している、その相手であり、利用の実態が変わらないからです。市としては、そこまで確認していますので、責任は果たしていると捉えています。一体どの辺りが責任を果たしないと、もしお考で、あれば具体的に御指摘ください。

○石飛委員

石飛委員。

○石飛委員

これはもう平行線になると思うので言いませんが、疑問は何で地元利用者、サロンの利用者、こういった方にも説明が要るし、公共施設管理計画にも譲渡という方向性は示されていなかった。せめてそれで譲渡するよとか廃止するよとかいう前触れがあれば、みんな分かる。唐突に指定管理がちょうど満期になったから指定管理者と二者で話をして決めます。5年間の約束は取り付けます。それで市民への説明ができたか。市民というよりは、まず利用者に対して説明ができるか。できない。利用者は市民ですよ。安芸高田市の。これ一般質問になってはいけないのでこれ以上言いませんが、そういった思いでちょっと早急過ぎると思います。指定管理の件でも5年でなくとも、途中で解約はできるでしょ

う。どうしても譲渡したいというのであれば。その辺も契約によると思  
います。

できないですか。

○山根委員長

石飛委員、質疑で。

○石 飛 委 員

どのように変動するかということを市長も言ってた。世の中、何かあるか分からぬ。それは民間でもそうです。長期契約でも途中から契約は、ごめんなさい。短く、これ以上言うても、市長の言うロジックが、論法が合わないので、かみ合わないと思いますので、ただ、市民に対する十分な説明責任は執行部が果たしていたかというのが疑問であるということです。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

宍戸委員。

○宍 戸 委 員

先ほど同僚議員である石飛議員のほうからも話があったわけですが、集会所からの変更理由の中で譲渡から5年間はこれまで同様に地域住民が集える場所とすることを条件とします、といって書いてあることそのものが、結局、相手がどう出るか分からぬから、5年間はこうしてくださいという形に捉まえられてしまうんです。

つまり、相手の対応が信用できないという思いがあつてこう表現されているかのように私は感じてしまうんですが、そうではないんですね。ですから、これは相手が社会福祉協議会ということですが、それはもう信頼をして、ずっとこういう形でこれまでどおりの対応をしてくださいということですか。お聞きします。

石丸市長。

○山根委員長

○石 丸 市 長

もう何回目か分からぬんですけど、繰り返します。今、宍戸委員がおっしゃったような類はげすの勘織りだと思います。ですので、その後に後段のおっしゃったとおりです。

先ほどお伝えしましたが、相手が社協であると信頼に足る相手だからこのような内容にします。ただ、先方の御厚意もあり、わざわざこの文面を入れてもらっているという状況です。本来であれば、社会情勢は変わります。刻々と。市がたとえそれが運営してたとしても同様です。ただ、社協の御厚意に甘える形でわざわざこの一文が入った。そのように御理解ください。

宍戸委員。

○山根委員長

○宍 戸 委 員

げすの勘織りとはいうふうには思っておりません。ただ、こういうふうな文章があるので勘違いするのではないかという意味で申し上げただけで、そうではないということであればそれでいいんです。

以上です。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。
- 〔討論なし〕
- 山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより、議案第12号「安芸高田市基幹集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔起立多数〕
- 山根委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第12号の審査を終了いたします。  
ここで暫時休憩といたします。
- ~~~~~○~~~~~  
午前11時 8分 休憩  
午前11時20分 再開  
~~~~~○~~~~~
- 山根委員長 休憩を閉じて、再開いたします。  
次に、議案第13号「安芸高田市吉田老人福祉センター条例を廃止する条例」の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。
- 大田部長。  
それでは、議案第13号「安芸高田市吉田老人福祉センター条例を廃止する条例」について、要点の説明をします。
- 本案は、老人福祉法に規定する老人福祉センターとして昭和58年に開所した吉田老人福祉センターを今年度末をもって閉館するため、本条例を廃止するものです。  
詳細につきましては、資料に基づき、担当課長より説明します。
- 久城課長。  
それでは、議案第13号「安芸高田市吉田老人福祉センター条例を廃止する条例」について説明します。
- 説明資料をお願いします。  
施設の所在地は資料の下の写真で分かりにくかったかもしれません、吉田税務署側から商店街を見たときに正面突き当たりに見える文化創造センターと併設された建物になります。
- 中段、廃止の理由です。吉田老人福祉センターは昭和58年に開所し、今年の5月で40年を迎える施設となります。年数が経過する中で施設や設備が老朽化し、また、1階中央には利用できない浴室があり、施設全体を効率よく使い切れていない状況です。
- 今後も公共施設として利用するためには、多額の更新経費、維持管理経費等を必要とすること、近隣に老人福祉センターの役割を代替できる

集会等が可能な施設もあることから、令和5年3月末日をもって閉館いたします。

関係者への説明は、令和3年度、令和4年度の利用団体を対象に二度行いました。議案書をお願いします。

議案第13号「安芸高田市吉田老人福祉センター条例を廃止する条例」です。

本条例においては、附則で令和5年4月1日の施行を規定しております。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員

吉田老人福祉センターについては、公共施設管理計画では廃止という方向性の指針が示されています。地元のほうもそのことは知ついらっしゃいます。

このたびの流れですが、設置管理条例の廃止、これあまりにも早急過ぎるのではないかと思います。説明されて、その説明の中でどういった説明をされて、地元とどのように協議をされたか、その辺のお話を聞かせください。

○山根委員長

久城課長。

○久城社会福祉課長

地元の説明につきましては、資料にありますとおり12月の9日と1月の27日と2度行っております。

1回目につきましては、令和5年の3月末日をもって閉館したいという旨の説明を行い、利用団体の代表の方から意見を頂戴いたしました。

2回目につきましては、第1回目の意見とかあったものについての回答という格好でさせていただきました。改めて3月末の閉館ということを申し上げております。

以上です。

○山根委員長

石飛委員。

○石飛委員

概要にも書いてあるように、老人福祉センター、これは昭和58年にできています。この建てられたときに、近隣の住民の方、相当協力的に動かれて建てられたそうです。

また、地元の利用者、集会機能として使われる方、協議として使われる方、代替地があるという説明を受けたけれども、ここをなくしていいんかという声がいまだくすぶっておりました。

よそへ行って使えばええじゃないと一方的な説明だけで納得はしていないよ、という地元では声が上がってます。その声を聞きますと、私は説明がたかだか3ヶ月、説明が去年の12月9日、約3ヶ月前。今年になって1月27日、約1ヶ月前、この2回の説明だけで地元との調整ができたとは全く思ってません。

それと浴室の件も出ましたが、利用されてない浴室、これも浴室を停止するためには予告期間を設けて、しっかりと周知して、クローズされた経緯があります。ただ単に説明したというのではなくて、深みのある説明会、深みのある市民との対話をやってそれで廃止条例とするのならわかるけれども、それがなされてないということに対しては、いささか疑問です。ちょっと早急ではないかと思います。どのようにお考えですか。地元は納得をされていると思っていらっしゃいますか。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

先ほどに引き続いて同じことを繰り返し申し上げるんですが、深みとか、感覚的な話が多過ぎて何とも答弁しかねます。

事実としてお伝えすると、もうこの施設で老朽化がかなり進んでいます。外壁が剥がれ落ちる危険な状態になっていますので、いずれにせよ、いずれにせよです、利用はもう停止します。

○山根委員長

石飛委員。

○石飛委員

今市長もいみじくも言わましたが、いずれ廃止と。いずれであって、このたびどうしても出さなくてはいけない理由はどこにあるんでしょうか。

○山根委員長

答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

私の滑舌が悪かったのかなと思って反省したんですが、いずれではなく、いずれにせよです。いずれといずれにせよは日本語が違います。

石飛委員。

いずれでもいざれにせよでもいいんですよ。だから、何で今ここをこのたび出さなくてはいけないのかと言ってるんです。焦る必要ないでしょう。もうちょっと期間をおけばいいでしょう。

石丸市長。

もう一度同じことを言いますのでしっかりと聞いてください。老朽化が進んでいます。ここまでよろしいですか。外壁が剥がれ落ちています。危ないです。ゆえにこの廃止条例云々にかかわらずという意味で、いずれにせよ、この施設の利用は止めますと申し上げたんです。これが理由なので答弁にもなっています。

石飛委員。

老朽化は分かつてます。公共施設管理計画でも、もう廃止という方向性。市民のほうも、これはもう古い建物だということは理解しております。

そんな話をしているのではないです。市民、利用者、そこの地元の人懇切丁寧に期間をおいてこれでおしまい、という説明が十分になされてないんじゃないのかと。そこを問うているんです。

石丸市長。

質疑は、まず整理をしていただきたいんですが、十分な説明という

○山根委員長

○石丸市長

のは一体どう定義されていらっしゃるんですか。聞かれたとき自分で答えられないでしょう。答えがないんですよ。そんな不毛な質疑をしないでください、まず。

理由は先ほど申し上げました。もう一度、繰り返しますよ。危ないからやめると言っているではないですか。この危険はこの一、二年で特に確認されています。なので、早く止めなければけが人が出たらどうするんですか。

○山根委員長

石飛委員。

○石 飛 委 員

十分な説明、不毛な議論するな。そういったことを言うから、市民の意見を聞かないんですよ。地元は廃止を受け入れないという声が出ますよという。これ、不毛なんですか。市として地元の声はしっかり聞く。それは当たり前でしょう。これ以上やり取りしても意味がないので、市としての十分説明ができたと言われるんだったら、私はそうではないよということを申し上げて、質疑は終了します。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

山本優委員。

○山本 優委員

同僚議員がしっかり言われましたけれども、廃止にする理由はさつきから市長もはっきりと述べておられます。だったら、それを市長がいつも言われるように、市民に対して詳細に説明する義務、責任の必要があるのではないかというんです。この説明会に何人来とってですか。2回やって。皆さん十分納得されたというものがありますか。この2回で32団体あるんです。これだけの人数しか来ていない。それで十分な説明をして納得してもらったという理解されますか。そういう理由で危ないからやめるのではなくて、やめるんだったら市民に対してやめる理由をちゃんと説明してからやめてくださいというのが言い分です。

それについてはどのように考えておられますか。説明し、市民に対する説明は必要だろうという。

○山根委員長

答弁を求めます。

石村市長。

○石 丸 市 長

先ほどの石飛委員の発言にも答える形になるんですが、市民、住民の声を聞かないなどと言ったこともありませんし、それが不毛だと言っても全くありません。

私が指摘したのは石飛委員の発言自体です。勘違いしないでください。

改めますが、この説明がここに書いてあるとおり 32 団体に対して説明会を開催しています。利用されてる方、皆にです。参加するしないは当事者の主体性です、もちろん。違いますか。そうですよね。話を聞きたい何か言いたい思いがあれば当然こちらに出席されます。そうではないんでしょうか。その場においてはきちんと説明をしたと執行部が何回も言っているところです。何か根拠のない、きっとこうだらうみたいな

思い込みで発言はされないほうがよいと思いますので、まだ喋ってるんですけども、今、答弁してました。

○山根委員長

答弁は簡潔にしていただきます。

ちょっと音が出ているんですが。止められない。すみません、バックアップのバッテリーの音です。

簡潔に続けてください。

○石丸市長

簡潔に話している途中にさえぎられたので今止まったんですよ。議事進行をしっかりしてください。

なので、途中だったのでもう一遍、巻き戻して始まります。よろしいですか。

参加者はこの32団体の中から、全て32団体。だから有志の方が、志のある方が出られています。ゆえに、執行部として責任を持って説明会を終えた、そのような事実がここにあると思います。

○山根委員長

山本優委員。

○山本 優委員

説明したというのは事実です。だけど皆さん納得されましたか。説明を受けて利用者の人たち。この間から一方的にいろんな団体にこうする、こうする、こうしなさい、という指示がたくさん出てる状態であろうと思うんですが、今の余計なことですが。一方的に説明したからとそれでいいんだと。そういうものではないでしょう。行政の立場としたら。説明をして皆さんに納得してもらって結果を出すのが行政の仕事ではないですか。

○山根委員長

石丸市長。

○石丸市長

そのような考えは違います。

よろしいですか、皆さん。議員という立場も同様に責任がありますので、認識を改めてください。分かってる方もいらっしゃると思いますが。行政というものは、今この瞬間だけよければいいなどという発想では駄目なんです。未来に対する責任を持つてるんです。ゆえに、持続可能な形にしなければならないと言つきました。まだ分かってないんですか。公共施設等総合管理計画。30%は最低でも削らないと駄目なんです。私が就任するときまでやつたの4%ですよ。完全につけを先送りします。次世代に回しています。そこまでおっしゃるなら、もう私、手をつけませんよ。公共施設の廃止。皆さんがこの場にいらっしゃる限りは。それは議会、市民の総意だとして、そのように決断しても結構です。

○山根委員長

山本優委員。

○山本 優委員

公共施設廃止について私は聞いてるのではないですよ。市民に対してちゃんと説明して納得してもらうようにやられてますかと聞いているんです、私は。

○山根委員長

石村市長。

○石丸市長

先ほどもお伝えしたとおり説明を行っています。

そして、その説明の根本にあるのが持続可能な形にする、その目的です。公共施設等総合管理計画などを用いて推進していますが、議会がそれはならんというんであれば、いつでもやめる覚悟はできています。

○山根 委員長

○山本 優委員

○山根 委員長

○石 丸 市 長

○山根 委員長

○石 丸 市 長

○山根 委員長

○山本 優委員

○山根 委員長

○石 丸 市 長

○山本 優委員

○山根 委員長

○石 丸 市 長

○山根 委員長

山本優委員。

答弁が違うではないですか。市民に説明をしとるのは私も認めるとでしょ。なんで納得するここまで行ってますかと聞いとるよ、私は。市民に納得してもらって結論を出したんですかと聞いてるんですよ。

質問に的確に答えてください。

先ほどから答えてますが理解されていないですか。よろしいですか。されていないから。

理解ができないんですね。もう一回言います。

今まさに山本委員が私に対して主張されてるその感情がまさに答えです。

どれだけ説明を尽くしたとしても、納得できない。それは嫌だという方は絶対にいます。当事者であればなおさらです。ゆえに、市民の声そのものを受け続けては何も減らせないんです。だから 4%しかできなかつたのではないですか。まだ分からないですか。

山本優委員。

納得せん人もおりますよ、絶対におるけれども、大多数が納得してもらってこそ初めて行政が執行しないと駄目でしょう。その納得させる努力をしたんかって聞きよるんじやけ、私は。納得させたか、してもらったかということを答弁してくださいよ。

石丸市長、質問に的確にお答えください。

さっきから答えてますので黙ってください。

理解をされていないので、私が丁寧に説明しているんです。今こちらは答えています。理解されていないので、大枠から話します。よろしいですか。

あんたのほうが理解してないやないの。

発言を止めてください。

あんたのほうというのはやめたほうがいいと思いますよ。

両者とも発言を止めてください。

休憩の動議が出ました。

ちょっと待ってください。休憩動議が出ましたので、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時40分 休憩

午前11時43分 再開

~~~~~○~~~~~

休憩を閉じて、再開いたします。

山本委員の質疑のほうから再開してください。

○山根委員長

○山本 優委員

先ほどから発言しとるのは、行政のほうが、執行部がしっかりと説明をしてから、それを関係者に納得してもらったんですかと聞いているんです。納得してこういう廃止の決定をされたんですかと聞いているので、納得してもらったとか、納得してもらうところまでいってないとか、そういう答弁してもらえばいいんですよ。十分納得してもらえたよというのだったら、その証明をしてもらえれば。

以上です。

○山根 委員長

答弁を求めます。

大田部長。

○大田福祉保健部長

この32団体につきましては、1回目のお話の中でいろいろ御意見を頂戴いたしました。そのことについて市長へしっかりと申し述べてくれという御意見もいただきました。

その後、当然執行部として、市長のほうに皆さんのお意見がこういうことがございました。どうでしようかという確認をさせていただきました。

ですが、現在の市が進めている方向性の下に、申し訳ないけれども、住民、地元の皆さんに御理解を賜るよう、再度説明をしてくれという意向を受けて再度説明させてもらいました。その前に、1回目の説明会であつた議事録を関係者の皆さんに送付しています。要は、参加できなかつた皆さんについても、皆さんの御意見につきましてはこういうことがございました。市のほうの説明はこういうことをさせてもらいましたということも、その中で皆さんに送付しております。

山本優議員がおっしゃるとおり、100%の皆さんがあなたを挙げてよっしゃと言っていただいたわけではございません。

ただ、この施設を老朽化したまま、このまま使い続けることにつきましては、先ほどありましたが、危険度も伴いますし、何より隣にあります教育委員会の文化創造センター、こちらも基本的には廃止になっております、実は、この中に建物の中のキュービクル、そういうものも含まれております。

ですから、併せてこの建物も休止させていただくという方向で皆さんに御理解をいただいたところでございます。

以上です。

○山根 委員長

ほかに質疑はありませんか。

山本優委員。

○山本 優委員

今、資料を全部配布して、全員に配布して理解いただいたという答弁がありましたけれども、廃止について100%が賛成するか、賛成しないかというのはありませんよ。だけど、ある程度、過半数の人がしようがないですねというような納得するような資料が集まりましたか。過半数はあったのかないのか。その辺については説明できますか。

大田部長。

○山根 委員長

お一人お一人に、この施設の廃止について御意向を伺ったわけではご

ざいません。こちらにお見えになった方は、基本的には、この団体の代表者の方でいらっしゃいました。なので、我々の説明の中で危険なものと、あとこれからかかる維持管理費、その他を含めて何とか維持する方法はないのか。そういう御意見もございました。市としては難しい。どなたか、新たにこの施設を管理していただける人がいるか、そういうことも皆さんの中で御意見が出ました。

ただ、そういうところには行き当たりませんでした。なので、皆さんには申し訳ないんですけれども、市の意向を御理解くださいという形での説明会となっております。皆さんのが言われるのもやはりその施設で使いたかった、今までの利用の関係。実はこの施設は他の施設に比べて無料でございます。使用料が。使用料が無料の施設はここだけなんです。それはやはりクリスタルアージュを使う方、その他の場所を使う方、利用料をお支払いになっております。それとの公平性も含め、皆さんに御理解をいただいたところでございます。

以上です。

○山根委員長

石丸市長。

○石 丸 市 長

今、部長が答弁をしたんですけども、本来この質疑に答えるべきではありません。どういう意味かといいますと、利用者が廃止をしてもいいよと、過半数が言ってくれたら廃止できるなどというルールがないからです。意味をなしません。その議論は。逆を言えば、今いみじくも山本議員自らがおっしゃったんですが、恐らく利用者でこれを歓迎することはないでしょう。ただで使えていたんですから余計に。となると、そんなものを聞いた日には1個も施設はもう減らせなくなります。そうしろとおっしゃるのであれば、執行権としてそのようにします。もう金輪際、公共施設はなくしません。

○山根委員長

市長、そこまでは求めておりません。

○石 丸 市 長

いやいや、なぜそのように判断されるのですか。理由を教えてください。

○山根委員長

執行権までいっているからです。

○石 丸 市 長

執行権は全てに関係する。

○山根委員長

そういう話をここで求めているものではありません。

○石 丸 市 長

そういう点であるなら具体的に教えてください。

○山根委員長

いや、今部長のほうが答えられた。それで十分でございます。

○石 丸 市 長

部長答弁が執行部としてあるべきではなかったという話を、執行権の長がするのはまずいんですか、正しいと思いますが。

そこまで求めてないということです。

○石 丸 市 長

求めてないけれども、部長の発言に対して責任を持つのは私ですよ。

○山根委員長

いや、求められているのは山本優議員ですから。

○石 丸 市 長

なので、それに答える執行部で部長が答えたことに対して私が補足訂正するのは当然だと思うんですが。

- 山根委員長 市長の答弁は、求めていらっしゃる、山本委員が求められているもの以上のことについてお答えしますので、今ここで・・・
- 石丸市長 なるほど、であれば、委員長、私が先ほどお伝えしたとおり、議員の質問自体が論点がズレていますのできちんと整理してください。まず。
- 山根委員長 論点はずれていません。
- では、質疑はよろしいですか。
- ほかに質疑はございませんか。
- 宍戸委員。 宮戸委員。
- 宍戸委員 ここで利用の状況が書かれておりますけれども、これは令和3年度196団体、1,477人となっておりますが、令和4年度において4月から12月くらいまでの利用者数というのは分かりますか。
- 山根委員長 久城課長。
- 久城社会福祉課長 令和4年度の4月から1月までの利用延べ人数であります、1,580名となっております。回数にしましては、175回利用されております。
- 以上です。
- 山根委員長 宮戸委員。
- 宍戸委員 ということは、令和3年度が1,477人、これは4月1日から3月31日までの間だと思います。令和4年度については、4月から12月までで1,580人、令和3年度よりも増えている。
- また、1月から3月までは何人使われるのか、利用されるか分かりませんが、明らかに令和3年度よりも多くなっている。こういう現状を踏まえて、この廃止というのは危険度が高いとかいうことがありますけれども、危険な箇所を修理するとかいうのは当然できないことではないと思いますが、その点について増えておるというのをどういうふうに執行部は感じておられますか。
- 山根委員長 答弁を求めます。
- 石丸市長。
- 石丸市長 邪魔をせずにください。
- お答えしますと、論点が幾つかありました。
- まず利用者の人数の推移でありますけれども、これはこの施設に限らず全般に発生しているものです。背景については殊さら言うまでもないと思いますが、御想像のとおりです。
- この利用状況に照らして危ないから修繕云々の話がありましたが、市の財政状況からして、そのような余力は限りなくゼロに近い、そのように捉えています。ゆえに先ほど申し上げたとおり、いずれにせよ利用は停止せざるを得ません。
- 廃止云々ではなく、施設の利用そのものは止めるという意味です。
- ほかに質疑ありませんか。
- 児玉委員。
- 上のとこの年間、利用者のところ196団体と書いてあるんですが、令

和3年度。関係者への説明のところで、令和3年、4年の利用団体32団体。これは全部196団体に案内を出されて、これ32団体がこられたのか、そちちょっと数字の説明をお願いできますか。

○山根委員長 説明を求めます。

久城課長。

資料にあります196団体は延べ団体数でございます。

○山根委員長 児玉委員。

延べ団体ということは今の196団体、1,477人所属されておると思うんですが、全てに説明が終わったと理解してよろしいんですか。説明の案内をされたというか。ちょっとそこんところがよく分からん。

○山根委員長 答弁はよろしいですか。

久城課長。

総数としましては32団体で、令和3年度中に使われたその32団体、延べです、延べが196団体が利用されています。総数としては32団体です。

○山根委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[質疑なし]

○山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第13号「安芸高田市吉田老人福祉センター条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少數]

○山根委員長 起立少數であります。

よって本案は否決すべきものと決しました。

以上で、議案第13号の審査を終了いたします。

次に、議題第14号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

大田部長。

それでは、議案第14号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」について要点の説明をします。

本案は、令和5年1月以降の出産時一時金の額が改正されることを受け、本市国民健康保険条例に定める額を改正するものです。

詳細につきましては、資料に基づき、担当課長より説明をします。

井上課長。

それでは、説明資料をお願いいたします。

昨年 12 月に開催されました厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において、令和 5 年 4 月からの出産育児一時金の額は、令和 4 年度の全施設の平均的な出産費用の推計等を勘案して、全国一律で 50 万円に引き上げるべきとされました。

これによって、令和 5 年 2 月 1 日に、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されまして、令和 5 年 4 月以降の出産育児一時金の額が 40 万 8,000 円から、48 万 8,000 円に改正されることを受け、本市の国民健康保険条例第 5 条に定める出産育児一時金の額を改正するものでございます。

議案書のほうをお願いいたします。

議案書の裏面、条例第 5 条でございますが、出産育児一時金の額を右側の改正前 40 万 8,000 円から左側改正後の 48 万 8,000 円に改正するものでございます。

なお、産科医療保障制度の掛け金に相当する加算額につきましては、従前とおり 1 万 2,000 円と変わりございませんので、合計支給額は現行の 42 万円から 8 万円増額となり 50 万円となります。

施行期日は、政令に定める令和 5 年 4 月 1 日からとし、施行期日より前に出産された場合の出産育児一時金の額は従前の例といたします。

なお、国民健康保険における近年の出産育児一時金の支給状況でございますけれども、令和 2 年度が 6 件、令和 3 年度が 10 件、令和 4 年度が令和 5 年 1 月末時点において 11 件となってございます。

また、用語の解説につきましては記載のとおりでございます。

以上で説明のほうを終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

新田委員。

4 月 1 日からということなんんですけども、今年 1 月 1 日から 3 月 31 日までに生まれた方について、今のところこれを見る限りではないということなんですが、何か国もしくは市としてやられることが、もし補助的なものがもしあれば、この場で御答弁いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

答弁を求めます。

大田部長。

現在では、本市における補助事業等は考えておりません。

以上です。

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

山本優委員。

出産手当が増額されるのは大変いいことなんですが、安芸高田市には産婦人科がない。これは毎回上がるたびに出産費用も一緒に上がるん

ですよね。

この前の 40 万円のときも上がったとき、出産した人が 40 万円の出産費用を請求されるんですよ。

それは医療機関のやり方なんだろうと思うんですが。上げても出産する人に対しては全然お金が残らんのです。生んだ後、しばらく育児するためのお金は。そういう医療機関との何か協定みたいな。協定といつては悪いけれども、話合いみたいなのではできないですか。多分、これは今後、医療機関では出産費用は 50 万円近いものを請求されるようなパターンになると思うんですよ。そういう国の政策で上げるんだけども医療機関との調停はできないだろうけども、そういうところは何か手は考えられないものですか。

○山根 委員長

どうぞ。石丸市長。

○石 丸 市 長

一般論しかお返しできないので恐縮なんですが、多分ないと思います。なぜならば、基礎自治体、市にはそのような権限が付与されてないからです。国として所管する厚生労働省であれば、監督指導する立場にありますので、それももしかしたらあるのかなと思うのですが、自治体としてはないと思います。

○山根 委員長

山本優委員。

○山本 優委員

出産される方が出産後も安心して育てられるようなやっぱり手だけできれば、研究しておいていただきたいと思います。市長の答弁ではないということだったんですが、何か手だけを考えるということを検討してもらえばと思っております。答弁があったらよろしくお願ひします。

○山根 委員長

ほかに質疑はありませんか。

[質疑なし]

○山根 委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○山根 委員長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第14号「安芸高田市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山根 委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第14号の審査を終了します。

ここで1時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時 4分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。  
議案第 15 号「安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長

本案は、鉄道に係る駅舎等施設の設置管理条例に記載のあります、向原駅産業振興支援センター等々を現在の使用形態に位置づけるため、改正を行うものです。

詳細の説明は担当課長が行います。

松田商工観光課長。

それでは、説明資料を御覧ください。

安芸高田市地場産業振興支援センターラポートについて、地場産業、とりわけ企業誘致の振興を行う施設として、これまでの施設名、使用料などを変更し、新たに条例を制定することとしています。

このため、現行の安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正するものです。施設の位置ですが、下段の位置図のとおりです。向原駅に隣接しています。

それでは、議案書 2 ページを御覧ください。

別表第 1、当該施設の名称、所在地、管理を行うものを削除します。  
なお、この条例は令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

以上で、説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

児玉委員。

改正の趣旨。さっきおっしゃった現在の使用形態に近づけるというのは御説明あったんですが、そうなると従来のものと現在が違つとるということになるんだろうと思うんですが、その従来と今とのちょっと違いというのを説明していただけますか。

松田課長。

次の議案第15号のほうにも関連をしてまいりますが、2階、3階というところにつきまして、このたび企業誘致に関しまして、いろいろと施設の改修等々しております。そうした中で利用料を使用料の見直し、そういったところも含めて変わってくるということでございまして、現在の鉄道に関わる駅舎等の施設から外させていただきまして、新たに条例のほうを立ち上げたいと考えてるとこでございます。

以上です。

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

[質疑なし]

- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。
- 〔討論なし〕
- 山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより議案第15号「安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔起立多数〕
- 山根委員長 起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で議案第15号の審査を終了いたします。  
次に、議案第16号「安芸高田市向原駅地場産業振興センターラポート設置及び管理条例」の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。
- 森岡部長。 議案第16号の要点を説明いたします。  
本案は、議案第15号で審査をいたいた向原駅産業振興支援センターを新たに向原駅、地場産業振興センターラポートとして条例制定をするものです。  
詳細の説明は担当課長が行います。
- 松田課長。 それでは、説明資料を御覧ください。
- これまで安芸高田市地場産業振興支援センターラポートとして、安芸高田市鉄道に係る駅舎等施設の設置及び管理条例で運用していました。企業誘致及び地場産業の振興を行う核となる施設として、施設の名称及び使用料等を変更し、新たに条例を制定するものです。
- 名称は安芸高田市向原駅地場産業振興センターラポートとします。これまでにサテライトオフィス等の企業誘致を目的に、都市部の企業が活用できる施設整備を実施してまいりました。これにより利用しやすい環境を整えたことからも、使用料を変更できるようにし、上限を定め貸出しが行えるように設定します。
- 議案書4ページをお開きください。
- 使用料の上限につきましては、市内及び近隣の8施設の類似施設を調査し、比較検討した結果、月額1平米当たり、2,140円以内で設定したいと考えております。なお、この条例は令和5年4月1日から施行します。
- 以上で説明を終わります。
- これより質疑を行います。質疑はありませんか。
- 児玉委員。 この使用料なんですが、現状入られてるところと、それから、改定

に当たって変化が起こるんだろうと思うんですが、実際にどういう変化になるんですか、アップするのかダウンするかそこらが分かればちょっと教えていただきたいと思います。

○山根委員長

松田課長。

○松田商工観光課長

現在1階にテナントさんが入っておられます、そちらにつきましては、現状のところを今の使用料金でお願いをするということで考えております。

なお、2階、3階につきまして、2階には新しく希望されている企業さんもございます。そういうところについては、今後、協議をしながら利用料の設定していきたいと考えております。

以上でございます。

○山根委員長

よろしいですか。

児玉委員。

○児玉委員

今多分商工会が管理されるとのではないかと思うんですけども、これはこうなると、これからですけれども、市が直轄で見られるのか、あるいは、指定管理に出されるのか。どういう形態になっていくのかちょっと説明いただければと。

松田課長。

基本、直営ということでなろうかと思います。商工会につきましては、これまで歴史がございます。いろいろなところでお手伝いはしていただく、その中で1階のほうについてはお手伝いもいただいたりしております。基本的に直営で運営していきたいと考えております。

以上です。

児玉委員。

そういう流れでいかれるのは、一応皆さんに説明済んでおるという理解でよろしいですか。

松田課長。

この説明につきましては、現状入っておられるテナントさんにつきましては、これまで新しくできる条例と何らこれまでとやってるところと変わりませんので、基本的にはそのまま引き継ぐということにしております。これにつきましても、条例が変わるというところにつきましては説明はしておりませんが、何も今のところ変わることがございません。

以上です。

児玉委員。

2階、3階の企業さんへの説明は済んでおると考えていいんですか。

松田課長。

2階、3階につきましてはそのように対応しております。

以上です。

よろしいですか。

○山根委員長

- ほかに質疑はありませんか。
- 〔質疑なし〕
- 山根委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。
- これより討論を行います。討論はありませんか。
- 〔討論なし〕
- 山根委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
- これより議案第16号「安芸高田市向原駅地場産業振興センターラボート設置及び管理条例」の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 〔起立多数〕
- 山根委員長 起立多数であります。
- よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 以上で議案第16号の審査を終了します。
- 次に議案第18号「安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。
- 執行部より説明を求めます。
- 森岡部長。
- 森岡産業部長 会議案第18号の要点を説明いたします。
- 本案は、向原町に所在をいたします2か所のふれあい農園のうち1か所を閉園し、併せて残る農園の料金改定を行うため改正を行うものです。詳細の説明は担当課長が行います。
- 稻田地域営農課長。
- 稻田地域営農課長 説明資料を御覧ください。
- 向原高校を中心として、上側にあるのが尾原ふれあい農園、下側にあるのが向原ふれあい農園となります。
- このうち、このたび利用率の低迷等の理由により、向原ふれあい農園を閉園し、尾原ふれあい農園一つにすることと、尾原ふれあい農園の利用料を改定する条例の改正を行うものとなります。
- 議案第18号を御覧ください。別表第1、向原ふれあい農園を削除しております。
- 続いて、別表第2、尾原ふれあい農園の1区画1年間につき1万180円を1万3,200円に変更しております。この条例は、令和5年4月1日から施行することにしております。
- 以上です。
- 山根委員長 これより質疑を行います。質疑ありませんか。
- 児玉委員。
- 児玉委員 廃止するほうの向原ふれあい農園です。これ令和4年度の契約実績というのですか。そういうところが分かればちょっと説明をお願いします。
- 山根委員長 稲田課長。
- 稻田地域営農課長 向原のほうですが、全体として43区画あるうちの15区画が利用されて

- いるという状況で、利用率としては、35%という形になってます。  
以上です。
- 山根委員長 児玉委員。  
○児玉委員 配置のところ今利用されてる方に説明はされて、しっかりと御理解  
いただいているということでよろしいですか。
- 山根委員長 稲田課長。  
○稻田地域営農課長 昨年の2月に利用者に対して、今年度3月末をもって閉園とさせていた  
だくことになります、ということで文書を送らせていただいております。  
また、今年利用される方にもその旨を伝えております。  
以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。  
○児玉委員。 児玉委員。  
○児玉委員 今の時点で廃止になったところというのは、理由は何か考えがおあ  
りなんでしょうか。
- 山根委員長 稲田課長。  
○稻田地域営農課長 地権者の方と御相談させていただいた中で、水田に戻してほしいとい  
う要望がありまして、最初は地域の方で同じようなふれあい農園をされ  
たらいかがかという話もあったんですが、水田に戻してほしいという要  
望がありましたので、ちょっと来年1年かけて水田に移せるような形で  
整備していくこうと思ってます。  
以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。  
〔質疑なし〕 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
○山根委員長 これより討論を行います。討論はありませんか。  
〔討論なし〕 討論なしと認め、討論を終結いたします。  
○山根委員長 これより議案第18号「安芸高田市ふれあい農園設置及び管理条例の一  
部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕 起立多数であります。  
○山根委員長 よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第18号の審査を終了いたします。  
ここで説明員入替えのため、暫時休憩といたします。
- ~~~~~○~~~~~
- 午後 1時14分 休憩
- 午後 1時15分 再開
- ~~~~~○~~~~~
- 山根委員長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議案第19号「安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

神田管理課長。

○神田管理課長

議案の説明をさせていただきます。

本案は、道路法施行令の改正に伴い、国及び県の占用料に準拠して、本市の道路占用料を改定するものです。

議案をお願いします。

めくっていただきまして、2ページ目の別表を御覧ください。

左端の欄、第32条第1項第1号に掲げる工作物とは、地上、つまり道路上の施設や物件、例えば電柱、電線広告等といったものがあります。

その次の3ページ目にございます同条同項第2号に掲げる物件とは、地下管路類、例えば通信ケーブルを埋設するための管あるいは水道管といったものになります。

これらを道路法施行令に従って、左の新規のとおり改定するというものでございます。その他詳細については、議案を御確認いただきたいと思います。施行日は本年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○山根委員長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○山根委員長

討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議案第19号「安芸高田市道路占用料に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山根委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第19号の審査を終了いたします。

次に、議案第20号「市道の路線認定及び廃止について」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

神田管理課長。

○神田管理課長

説明させていただきます。

本案は県道吉田豊栄線のうち、東広島高田道路の戸島常友区域に係る市道改良工事に伴い、市道の路線認定及び廃止をするものです。

議案を御覧ください。

整理番号 1 は吉田町側の宮之城坂巻線でございます。これが認定路線です。そして、廃止路線が整理番号 2、向原町側の新竹線となります。説明資料のほうを御覧ください。

説明資料をめくって表紙をめくっていただきますと、2 ページ目と 3 ページ目が、赤で示したところが吉田町側の認定路線です。新たにこの事業によって整備された道を認定をいたします。

これをめくっていただきまして、4 ページ目と 5 ページ目。これの青で示した部分が向原町側の廃止路線です。事業によって不要となった市道を廃止します。代わりとなる道路がございますので、生活への支障はございません。

以上で説明を終わります。

○山根 委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○山根 委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○山根 委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、これより議案第20号「市道の路線認定及び廃止について」の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○山根 委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第20号の審査を終了いたします。

次に、議案第21号「安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐々木上下水道課長。

○佐々木上下水道課長 それでは、議案第21号につきまして、資料により説明をいたします。資料の 1 ページをお願いいたします。

下水使用料の改定についてですが、1 改定方針ですが、平成 29 年に料金見直しのため、上下水道料金審議会を行い、料金改定率 20% 値上げの答申を受け、段階的な措置とするため、市の方針として 10% 値上げをしました。

今回、その未改定部分である残り 10% について、令和 4 年 12 月の産業厚生常任委員会で報告をいたしたところです。

2 の改定効果ですが、今回の改定により年間使用料の増加が約 4,000 万円。一般会計繰入金基準外の削減が同額の 4,000 万円見込まれております。

2 ページをお願いいたします。

3 の料金改定表ですが、青色表記が現行の料金体系、黄色が改定後の料金体系表です。使用料は1か月分の表示です。表の左側水量制料金の基本使用料ですが、1,575円から1,650円となり、75円増加となります。

また、超過使用料1立米の単価は9立米から20立米が165円から190円となり、25円の増加とし、以下全て25円増加となります。

表の右側、認定水量制料金ですが、一般世帯において、市水道を利用していない家庭や市水道と井戸など併用されている場合は対象となります。基本は住民基本台帳の人数に応じて下水道使用料を頂くものです。現行1人世帯は8立米、2人世帯は15立米、3人世帯は23立米、以後1名増えるごとに6立米を加算しています。先ほど説明しましたが、水量制料金での考え方に基づき、1世帯当たりでは、現行1,575円から1,650円となり、75円の増加となります。表の中央は自己水源に下水道メーターを設置されている方について、メーター使用量をそれぞれ変更しております。

3ページをお願いいたします。

現行と改定後の使用料を比較した表であり、1か月分、税抜き額です。上段に現行の水道料金、認定水量制料金、下段に改定後の水量制料金、認定水量料金。例えば水溶性料金の現行料金は1か月20立米を使用した場合、3,555円ですが、改定後は3,930円となり、改定額は中央の表に記載しています375円の増加となります。

同じく認定水量制料金は2人世帯で、現行では2,730円ですが、改定後は2,980円となり、改定額は250円の増加となります。

次に、4ページをお願いいたします。

ここでは1か月と2か月分の現行料金と新料金との対比表となっています。

以上が下水道使用料改定についての説明となります。

次に、5ページをお願いいたします。

水道使用料の改定についてですが、1の改善方針ですが、先ほどの下水道での説明と同様です。2の改定効果ですが、年間使用量の増加が約4,500万円、一般会計繰入基準外の削減が同額の約4,500万円ございます。

次に6ページをお願いいたします。

3の料金表ですが、口径13ミリの基本料金1,260円から1,400円となり、140円の増加となります。また、超過料金1平米の単価は9立米から20立米が180円から190円となり、10円の増加となります。

以下につきましては表のとおりとなります。

7ページをお願いいたします。

これは現行と改定後の料金表比較です。口径13ミリ、水量30ミリで比較しますと、現行料金が5,320円から改定後の料金は5,780円となり、改定額は460円の増加となります。

8 ページをお願いいたします。

ここはそれぞれ 1 か月と 2 か月分の現行料金と新料金との対比表となっております。

次に、議案第 21 号について説明をいたします。

1 ページ、安芸高田市公共下水道条例の一部改正について、第 1 条安芸高田市公共下水道条例の一部を次のように改正する。下に改正後と改正前の対応を記載しています。

2 ページをお願いいたします。

使用料の算定方法ですが、1 か月分の使用料は先ほどどの資料で説明したとおり、改正前の基本使用料が 8 立方メートルまでが 1,575 円から 1,650 円となり、超過使用料は改定前 9 から 20 立方メートルまでが 1 立方メートルにつき 165 円から 190 円となります。以下については表のとおりとなります。

次に 3 ページをお願いします。

上段は下水道メーターの使用料を記載しています。メーター使用料一ヶ月、1 個当たりの口径別使用量を税抜き表示で記載をしています。口径 13 ミリは 140 円から 150 円に改定し、以下については表のとおりとなります。

なお、中段の第 2 条安芸高田市農業集落廃水処理施設、5 ページ、第 3 条、安芸高田市浄化槽整備施設、8 ページ、下段の第 5 条、安芸高田市コミュニティプラントのそれぞれの設置及び管理条例の一部の改正について記載をしています。内容については、先ほど公共下水道条例の一部改正で説明をしたとおりです。

次に、7 ページをお願いいたします。

安芸高田市水道事業給水条例の一部改正についてです。第 4 条安芸高田市水道事業給水条例の一部を次のように解説する。ということで、下に改正前の対照表を記載しています。1 か月分の料金は、先ほど資料で説明したとおり。

次の 8 ページ、合計 13 名で、改正前の基本料金 1,260 円から 1,400 円となり、また、超過料金は 9 立米から 20 立米までが 1 立米につき 180 円から 190 円となります。以下については表のとおりとなります。

10 ページをお願いいたします。

附則、施行期日ですが、この条例は令和 5 年 11 月 1 から施行するとしています。

次に、11 ページをお願いいたします。

上段の経過措置として、2 の第 1 条の規定による改正後の安芸高田市公共下水道条例第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行日以降の下水道の使用に係る下水道使用料及びメーター使用料について適用し、施行日の前日までの下水道使用に係る下水道使用料及びメーター使用料については、なお、従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、施行日から施行日後、最初の検針日までの下水道使用に係る下水道使用料及びメーター使用料は、なお、従前の令によるとしております。これは水量制の場合、奇数月、例えば11月20日頃から検診を行い、使用料を算定し、この11月の研修については、なお、従前の例によるということで、旧料金で頂くことを明記したものです。

4 第2項の規定にかかわらず、施行日から11月末までの下水道の使用に係る下水道使用料は、なお、従前の例によるとしております。これは水道の使用水量によらず、世帯人数で使用料を算定する場合についても、11月末までは旧料金で頂くことを明記したものです。実質的には12月以降使用されたものが新料金の適用となり、2月調停分に新料金として反映しされます。

5 以降については、水道、農業集落排水、浄化槽コミュニティプラントに関する経過措置の記載をしており、先ほど説明した公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置と同様です。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

新田委員。

まず一つ目なんですが、気になったのがくみ取りです。くみ取りがこの中にはないようなんですが、特段ここには変化なしということで理解してよろしいでしょうか。

佐々木課長。

今回、上下水道料金につきましては、料金改定をするということで、今この会議において上程しておりますけども、し尿くみ取り、これについても来年度に改正をしたいと考えております。

以上です。

新田委員。

どのくらいの料金が上がるという見込みでいらっしゃいますか。

佐々木課長。

今まだ検討中でございます。また、報告させていただきたいと考えております。

以上です。

新田委員。

ほかの質疑なんですが、今回、地方創生臨時交付金を全国的には恐らく使って工業下水、公共の上下水、その辺あたりを補助していくこうという流れも出てきてるかと思うのですが、安芸高田市として全世帯に上下水が行き渡ってるわけではないので、その辺はちょっと難しいとは思うんですが、その辺のちょっと考えがもししあれば、聞かせてください。

答弁を求めます。

佐々木課長。

○佐々木上下水道課長

下水道関連においては、今下水道浄化槽、この二つの選択ができるようになっております。ですので、そういった不公平感、公平感、そうしたものはないと考えています。問題は水道のほうということになるんですけども、また、そこについては、未受水等の対応のことのございますので、また少し議論させていただきたいと考えております。

以上です。

○山根委員長

新田委員。

○新田委員

ぜひとも、電気代が高くなつたということで高齢者世帯からも、何人も高くしてほしくない、公共料金は何とかこのままでならないのかということを切実に伺つてますので、その辺をしっかりと研究していただきたいなと思って、この件については終わります。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

児玉委員。

○児玉委員

この改定は平成29年の審議会で答申を受けてということですね。だから、かなり年数がたつておるわけですけれども、今回も恐らくそれ以降悪化しているのではないかと思うんですが、今回の値上げからまた引き続き値上げというのは当然また話が出るんだろうと思うんです。そういう今のところ見通しいうか、何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

佐々木課長。

○佐々木上下水道課長

今回、どうしても10%については改定させていただきたいというふうに思っております。

それから、この改定して新年度になりますて、令和5年になりますて、また次の料金改定に向けて準備を進めたいと考えております。

まず人口推計、あるいは給水人口、有収水量この辺のところをもう一度20年間ぐらいの推移の中で整理をさせていただいて、次の料金改定に向けては、一応令和7年、8年、このあたりで考えております。

よろしくお願ひしたいと考えています。

○山根委員長

ほかに質疑はありませんか。

石飛委員。

○石飛委員

本当に水道料金、大変なことだと思うんですが、先ほど佐々木水道課長が言ったように、このたびどうしても値上げをしなくてはいけないという、そこの一点の理由。企業団にいたら、現行の水道料金をそのまま引き継ぐというようなルールがあると思うのですが、その辺の十分な説明をしていただきたいと思うんですが。

佐々木課長。

○佐々木上下水道課長

もうこれは一点、確かに企業団にいくということになると、企業団にも今回、安芸高田市がこの料金改定をしたいということをお伝えしたんですけども、企業団のほうでは、この料金改定は当然引き継がない。安芸高田市で関係として企業団のほうに参加をしてほしい。そういうこ

とでございましたので、そこは確かに一つの理由としてあります。

それから、もう一つは財政上、特に下水道の会計が年間今4億円ぐらいの収入に対して、繰入金約9億8,000万円出ています。そのうち基準外は約5億2,000万円ございます。この料金というのは、長くほっとけばほっとくほど、やはり次の改定というのは非常に改定率も上がって難しくなると考えています。そうしたところを少しでもいち早く改善したいというところが、今回、上げた理由と考えております。

以上です。

○山根委員長

石丸市長。

○石 丸 市 長

前回、説明の際にも言及しましたし、広報紙にも載せたんですが、改めて念を押しておきたいと思います。今、申し上げたとおり先送ると後で全部ツケが出てくるだけというのもあるのですが、一刻も早くこの見直しをすべきと考える理由がもう一つあります。何かというと不公平感ですね。とりわけ上水道においては高宮、美土里、あと向原町も普及率が低いと思います。これをほったらかしにして一般会計から繰り出すというのは、市民の人は恐らく認識がないのであまり文句を言われていないんですが、強要してはいけない不公平感だと思います。その意味で、一刻も早くそれを改善すべき、そのように考えています。

○山根委員長

ほかに質疑ありませんか。

石飛委員。

○石 飛 委 員

水道料金の改定ということで、もう一点確認しておきたいのですが、企業団に入って、またさらなる値上げがどうしてもやってくると思うのですが、その辺もはつきりと見直しの規定もなされてると思うんですが、方針ですよね、企業団の。その辺も説明いただければと思います。

○山根委員長

佐々木課長。

○佐々木上下水道課長

まず令和8年度に企業団は当初見直しをしようということで、本市の事業計画その中にも乗っております。一般的なその考え方というのが、今5年というくくりの中で、その中で先ほど言いましたそういう推計、これを整理しながら会計上、経営状況、これらを判断しながら、水道料金というのを上げていくということになるんですが、本市の場合は、少しその5年という考え方ではなくて、もっと終わりを小さくした、例えば2年、3年、これぐらいの短い期間の中で、今後、段階的に上げていきたいと考えています。当然そうなれば、今回この10%というこういう大きな改定にはならず、細かい改定率の中で、今後、2年、3年の間で推移させていくと、そういう料金改定について行いたいし、料金改定は本部が誘導してやるものではございません。これは当然安芸高田市審議会がつくります。当然その選ばれた人というのは、安芸高田市地域振興会の連合会の方、あるいは工業会、これは商工会であり、工業会であり、それから、安芸高田市の中で公募で選べる、そしてまた議員の中でも参加していただきたいと考えておりますので、その中でしっかり検討して決

- めていきたいと考えております。  
以上です。
- 山根委員長 よろしいですか。ほかに質疑は。
- 新田委員。 水というのは命に関わることなので、本当に大切なものだと思っております。特に企業誘致をしていく際にも恐らく水の料金もある程度査定の一種に入ってくるのかなと思うので、その辺もし考えがあって企業だけ特別という考えがもあるかないか。その辺がもし決まっていれば、この辺で教えてください。
- 山根委員長 佐々木課長。
- 佐々木上下水道課長 そこについては何かいい策というものについては、今考えておりません。
- 以上です。
- 新田委員。 いずれにしても中山間地域は広島市に比べて水道料金が高いということで皆さん御存じだと思うんですが、何とか市長に頑張っていただいて、企業団として、広島県統一金額という方向性をぜひ訴えていただきたいなと思うんですが、市長のその辺のもし考えがあればお聞かせください。
- 山根委員長 答弁をお願いします。
- 石丸市長。 気持ちは分からなくはないんですが、物事にはできることとできないことがあります。そういう意味で実現可能性が低いものについては、私の立場としては軽率なことは言いかねます。
- 山根委員長 ほかに質疑ありませんか。
- 石飛委員。 基準外繰入金ですよね。繰出金というのか繰入金。これの扱いが一つの考え方もあると思うんですが、給水人口普及率ですね。この部分が77.2%という数値、その内で繰出金、どこの辺までが正当、妥当だと思ってらっしゃいますか。
- 山本 優委員 答弁を求めます。
- 佐々木課長 当然これが妥当な数字、そのように思っておりません。やはり減らすべき努力をするべきと考えておりますし、今この基準外を減らす、そういう目的ではないんですけども、水道企業団という組織体に入って今後、維持管理、これを削減していくこうという考えを持っていきます。
- また、下水道におきましても施設の再編整備、これを今後行うことによって、管理費の削減、これをしっかりとしていきたいと考えております。以上です。
- 山根委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

- 山根委員長 [質疑なし]  
質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。
- 山根委員長 [討論なし]  
討論なしと認め、討論を終結いたします。  
これより議案第21号「安芸高田市上下水道料金改定に伴う関係条例の整備に関する条例」の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 山根委員長 [起立多数]  
起立多数であります。  
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。  
以上で、議案第21号の審査を終了いたします。  
次に、議案第22号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例」の件を議題といたします。  
執行部より説明を求めます。
- 佐々木上下水道課長 佐々木課長。  
それでは、本案について説明をいたします。  
1ページをお願いいたします。  
令和5年4月1から、安芸高田市水道事業が広島県水道広域連合企業団に移行することに伴い、安芸高田市水道事業の設置等に関する条例を廃止するものです。施行期日、この条例は令和5年7月1日から施行するとしています。  
2ページをお願いいたします。  
4の(1)から(3)に記載されている条例は廃止します。5、安芸高田市職員所定数条例については、水道事業に係る定数を規定している条項を排除し、合計519人としています。  
3ページをお願いいたします。  
中段の安芸高田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正及び、4ページ、中段の安芸高田市公益法人等への職員派遣等に関する条例の一部改正は、地方公営企業等の労働関係に関する法律の適用を受ける職員等の記述を削除しております。  
6ページをお願いいたします。  
8、安芸高田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正は、審議会の名称を整理するものです。旧の安芸高田市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正は、水道事業に係る特殊勤務手当の条項を削除するものです。  
7ページをお願いします。  
10、安芸高田市公共下水道条例の一部改正から11ページ、13、安芸高田市コミュニティプラントの設置及び管理条例の一部改正は、水道法に規定する水道及び給水措置に係る記述を削除するものです。

12 ページをお願いいたします。

14、安芸高田市議会委員会条例の一部改正から、16 ページ、18、安芸高田市市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正は、水道事業の移行に伴い、関連する記述を整理するものです。

以上で説明を終わります。

○山根 委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○山根 委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○山根 委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第22号「安芸高田市水道事業の設置等に関する条例を廃止する条例」の件を起立により採決いたします。

[起立多数]

○山根 委員長 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第22号の審査を終了いたします。

次に、議案第 23 号「安芸高田市。し尿処理用に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

佐々木課長。

○佐々木上下水道課長 それでは、1ページをお願いいたします。

本案は第 6 条において、市内で収集したし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬業者が、安芸高田清流園へ使用料の納付をするに当たり、市が発行するし尿及び浄化槽汚泥処理券を事前に購入し、投入時においてこれを提出しておりましたが、この処理券を廃止し、納入通知書で納付するものです。

この処理券を廃止することにより、事務の効率化及び年間約 7 万円から 10 万円の印刷製品費の削減が見込まれます。その下、第 8 条においては、近年頻発する緊急災害対応等により使用料の減免として、市長は特別な事由があると認めるときは、第 6 条の使用料を減額または免除することができる、この項目を追加するものです。

以上で説明を終わります。

○山根 委員長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[質疑なし]

○山根 委員長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[討論なし]

○山根 委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第 23 号「安芸高田市し尿処理場に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第23号の審査を終了いたします。

ここで執行部退席のため暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時50分 休憩

午後 1時51分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩として会議を再開いたします。

ここで14時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時51分 休憩

午後 2時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に、陳情要望等の審査に入ります。

県ジーンバンクが令和5年3月31日をもって廃止することに関する意見書の提出を求める陳情書の件を議題といたします。

陳情書の内容について事務局より説明をいたさせます。

久城事務局次長。

陳情書の中身について御説明いたします。

令和4年4月12月28日付で提出をされております陳情の趣旨でございます。令和5年3月31日をもって、県ジーンバンクが廃止、種子は県農業技術センター及び国立研究開発法人農業食品産業技術総合研究機構で保存することとなります。

種子業界の企業は非常に高収益の企業が多いとされています。広島県の県民の財産、未来の高収益とされる種子が、県から国に移行します。県ジーンバンクで保管されている種子は県民の財産です。県民の財産、将来の高収益が見込まれる種子の保管される場所であるジーンバンクが廃止されようとしています。県ジーンバンクの存続を陳情します。

陳情理由ですけど、種を制する者は世界を制する、そう言われて久しいですが、これから近代農業は、農業部門、農薬部門、遺伝子組換え部門を中心に、ますます進化、変化していくと感じました。

農業従事されている方は労働集約型産業のため、収益性が高いとは言い難いのですが、農業や種子業界の企業は非常に高収益の企業が多いで

す。こちらは日経新聞の記事ということです。日経新聞を引用しましたが、食糧自給率の低い日本、農家のほとんどはF1品種の種を使用し、その種子の90%は海外から輸入されています。今年に入り、農業資材や輸入の医療費、輸入の費用が高騰する中、海外輸入の種の高騰も予測されます。

また、最近の気候変動に耐え得る種子は海外から輸入された種子ではなく、地域に根づいた遺伝子を持つ種子だと思います。

将来県民の生命を支える食となる種子、財産である種子を広島県で管理保管を行い、広島県独自の県ジーンバンク約5,000点の種子は、県民の命として条例で定めて県ジーンバンクを存続させ、県の財産である種子を守っていただきたく陳情します。

安芸高田市から広島県県ジーンバンク廃止反対慎重審議を求める意見書を提出されております。

本日の中国新聞の記事で、ジーンバンク廃止問題に係りまして、県も対応を各要望に応じられるような形で対応方針を少し変えられております。これにつきましては皆様のお手元に資料として配付しておりますので御覧ください。

以上で説明を終わります。

○山根委員長

先ほど次長のほうから説明がありましたが、最後のところ、意見書を提出されることを要望しますという要望書でございます。

皆様から意見を求めたいと思います。意見等ある方は発言をお願いします。

新田委員。

○新田委員

昨日もこのことに関して、先ほど次長のほうから説明があったとおりで、県議会のほうでも予算特別委員会で取り上げられ、質問等もされ、県としても変化をしながらしっかりと検討していくことがこの新聞記事にも書いてありました。県知事のほうも様々な意見をいただいていると。経緯を含めて丁寧な説明に努めたいということもありましたので、その辺も踏まえて今回趣旨採択ということが望ましいかなとは考えてますが、ここで委員長、一旦休憩していただいて、もう一回、皆さん之声も聞いてみたいと思うのですが、どうでしょうか。

○山根委員長

休憩の前に発言がございますか。よろしいですか。

では、暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時 4分 休憩

午後 2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

それでは、休憩中に皆さんで御協議もいただいた中で、県ジーンバンクが令和5年3月31日をもって廃止することに関する意見書の提出を求める陳情書についての意見を求めます。

新田委員。

○新田委員

陳情理由は、県民の財産である種子が国へ移行されることにより、県ジーンバンクが廃止されることであります。県民の財産、将来の高収益が見込まれる種子をこれまでと同じように取り扱いされることを強く望んでおられるのが要旨と考えます。3月、昨日行われた県議会予算特別委員会の議員発言でも、県民の皆様の納得が得られるよう、丁寧な説明と有効活用に向けた検討を強く要望すると執行部に投げかけられ、また、県としても様々な意見をいただいている経緯を含めて、丁寧な説明に努めたいともありました。委員会としては、陳情者の趣旨をしっかりと理解し、県の方向性を見守り、一部採択とし、意見書は提出しないということが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。

〔異議なし〕

○山根委員長

では、一部採択を求める声がありますので、お諮りいたします。

県ジーンバンクが令和5年3月31日をもって廃止することに関する意見書の提出を求める陳情書に関する陳情の件を、起立により採決いたします。本件につきましては、一部を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○山根委員長

起立多数と認めます。

よって、本案は一部を採択することに決しました。

なお、趣旨採択ですので、意見書の提出はいたしません。

以上で、県ジーンバンクが令和5年3月31日をもって廃止することに関する意見書の提出を求める陳情書の審査を終わります。

次に、その他の項に移ります。

閉会中の継続調査事項についての御協議を願うところでございますが、今回、総務文教、産業厚生の二つの常任委員会においては、この定例会において、それぞれに所管事務調査を予定しておりました。執行部の説明員の出席を求めておりましたが、市長からは所管事務調査に係る手続について整理されていないと認識し、対応しかねるとのことでした。

当初、所管事務調査については、これまで行われてきたとおりの手続で準備を進めてきましたが、執行部の説明を求めることがありますが、地域懇談会で市民からいただいたことについて、地域に出ての活動を含めた調査になればとも考え、閉会中の継続調査項目を網羅型から特定型に変えてはどうかと考えております。皆様のお考えをお聞かせください。

ここから暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 2時20分 休憩

午後 2時20分 再開

~~~~~○~~~~~

○山根委員長

休憩を閉じた会議を再開いたします。

先ほど御協議ありがとうございます。お手元のほうに所管事務調査項目をまとめましたものをお配りしております。

次長の方から説明していただいているのですか。

副次長。

○久城事務局次長

先ほど御協議いただきました内容で大項目、中項目に分類して整理をいたしました。

様式を一応案としてこのような形にさせていただいておりますけれども、総務文教の委員会とも調整をしなければいけないので、微調整につきましては後ほどまた行いたいと思います。

以上でございます。

○山根委員長

以上、説明をさせていただきました。

皆さん、この一覧表見られて御意見はございますか。

石飛委員。

○石飛委員

微調整はやっていただければいいと思うのですが、本来の表題のところ。閉会中の継続調査事項が今までのことですね。最終日に、閉会中の継続調査事項を報告されます。案として今配られたものは、所管事務調査項目として表題が出てますよね。ここはしっかりと微調整ではなくて大きな違いがありますので、しっかりと統一したもので、閉会日に出すようにお願いしたいと思います。中身のことについては、私はいません。

以上です。

次長。

タイトルのところ一応、参考までに今、所管事務調査項目と上あげておりますけれども、基本的には閉会中の継続調査事項という形になると思われます。

以上でございます。

よろしいでしょうか。

それでは、このお手元にありますものの微調整を行い、定例会最終日に、閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[異議なし]

○山根委員長

異議がありませんので、さよう取り計らいます。

その他、皆様から何かございましたら。

よろしいですか。

[発言なし]

○山根委員長

ないようでしたら、これでその他の項を終わります。

【速報版】

なお、本日の議案審査に係る委員会報告書の作成について、皆さんから御意見等ありましたら発言を願います。

〔発言なし〕 それでは、委員会報告書の作成については、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔異議なし〕

○山根委員長

異議がありませんので、さよう決定いたします。

以上で、本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

これをもって第3回産業厚生常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 3時13分 閉会